

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示 農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程

農業委員会の設置

地方労働委員会委員の改選について

土地改良区設立認可

◇正誤 警察官昇任試験の延期について

昭和二十九年八月十三日鳥取県規則第四十号
号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百十号

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程

付規程

第一条 知事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号以下「法」という。）に基いて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 前条に規定する経費に対する補助率は次に掲げるとおりとする。

一 農地に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分の五

二 農業用施設に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分の六、五

2 当該災害復旧事業の事業費のうち法第三条第三項の規定により高率補助の対象となる部分に対する補助率は、前項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとする。

一 農地に係るもの

当該部分の十分の八

二 農業用施設に係るもの

当該部分の十分の九

第三条 補助金を受けようとするものは、災害復旧事業

昭和29年8月17日 火曜日 島県取公報

昭和29年8月17日 火曜日 島県取公報 第2541号

計画概要書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

第四条 農林大臣から当該災害復旧事業の事業費の決定の通知があつたときは、知事は当該災害復旧事業を施行するものにその旨を通知する。

第五条 知事は、前条の規定により農林大臣から決定の通知があつた災害復旧事業費について毎年度第一条の規定による補助金の額を決定し、これを当該災害復旧事業を施行するものに通知する。

第六条 補助金の交付を受けようとするものは、前条の規定により通知を受けたときは補助金交付申請書（様式第二号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 災害復旧事業計画書（様式第三号）

二 収支予算書（様式第四号）

三 その他知事が必要と認める書類

第七条 知事は前条の補助金交付申請書を審査の上適当と認めたときは、補助金交付の指令をする。

第八条 補助金交付の指令を受けたものが、第三条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出てその承認を受けなければならない。

第九条 補助金を受けようとするものが当該事業の工事に着手したときは工事着手届を、完了したときは完了届を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第十条 補助金の交付を受けたものは、当該年度終了後、遅滞なく事業成績書（様式第五号）及び収支決算書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

第十二条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には、知事は、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
1 この規程に違反したとき

付する補助率は、第二条の規定にかかわらず十分の九とするとする。

様式第一号

災害復旧事業計画概要書

第1章 位置及び面積

第2章 現況

第1節 災害の原因及び被害状況

第2節 復旧農業状況

第3章 計画の方針

第2節 工事計画

第4章 復旧事業費

第1節 事業費総額

第2節 個別工事費内訳

第3節 工事明細書

第4節 県の補助率

第5章 主要資材及び労務

1 この規程は、昭和二十九年度の補助金から適用する。

2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和二十八年政令第三百五十七号）附則第一項で指定する地域において昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害による農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に

氏名	生年	(使用者)所属会社 (労働者)所屬組合 月日 (労働者)所屬地 名及び地 位	經 歷

註 経歴は学歴、職歴、組合歴等詳細記入のこと。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県人事委員会

昭和二十九年度鳥取県警察官昇任試験（昭和二十九年八月十日付県公報登載）は延期する。なおこれについては改めて公告する。

正誤

昭和二十九年八月十三日鳥取県規則第四十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段行

誤

三下十一

津ノ井果実分場

津ノ井果樹分場

正

鳥取県告示第四百十三号
鳥取市賀露町小玉竹藏外十四人の者から申請のあつた、
湖東大浜土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十九年八月一日認可した。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県知事 西尾愛治

印 刷 行 発
鳥 取 県 市 東 町
鳥 取 県 市 東 町 取
鳥 取 県 印 刷 所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日火、金